

令和6年度京都府障害者施策推進協議会の概要

1 開催日時 令和6年11月20日(水)午前10時30分～12時00分

2 場所 京都府公館第5会議室

3 出席委員 (24名中18名)

武田委員、鈴木委員、木下委員、澤村委員、三好委員、藤原委員、前田委員、上田委員、佐藤委員、中谷委員、榎田委員、高野委員、森田委員、大前委員、尾瀬委員、村田委員、細田委員、林田委員

4 内容

議題(1)第4期京都府障害者基本計画の達成状況について

議題(2)第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画の実施状況について
事務局から、資料1～3に基づき説明

資料1 令和5年度「京都府障害者基本計画」の各分野別の主な施策一覧

資料2 京都府障害者基本計画 数値目標の達成状況

資料3 「第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画」の実施状況について

【主な質疑・意見等】

○委員：「障害のある人を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA」や配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。」「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する一時金の支給については、都道府県が請求の受付等を行っており、着実に支給が行われるよう、広く周知等に努めます。」と計画に記載があるが(参考資料3 P.10)、この2点についてお話しさせていただきたい。

まず京都 SARA では障害当事者が2名、相談支援員として配置され、障害のある方への間口が広がった。もともと、精神、知的障害のある方からの相談については、支援者からの相談という形で支援につながっていた。一方、身体障害のある方からの相談は多くない状況。点字表示やエレベーターがないこと等、環境面での理由からその場所に行けないという事案を聞く。これらの整備を進め、また、京都市とも連携し障害当事者の意見を聞きながら、事業を展開いただきたい。

旧優生保護法に関しては、今後は被害を受けた方の認定と賠償補償が進むものと予想される。府からもしっかりと賠償が進められるよう、国へアプローチいただきたい。

○事務局：京都府障害者支援課では、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置している。虐待事案が発生した際は、一義的には市町村での対応となるが、府でも2名の相談

員を配置し、市町村からの相談対応や研修等バックアップを行っているところ。引き続き取り組みを進めていきたい。

また、旧優生保護法に関しても、担当課だけでなく組織内で繋がりをもち、情報共有していきたい。

○委員：ここ数年で、障害者の地位向上に向けての施策は進んできたと感じている。ただ、人権、尊厳、人間らしく生きていく環境の整備等についてはどうか。数字だけで改善が示されたとしても、実際に障害当事者の感覚を聞くと、あまり変わっていないとの意見が多いように感じる。問題が発生した際、どこに相談したら良いかについては、引き続き行政側からの周知が必要。

また、精神障害者が希望しても退院できない事案について裁判になっている。身体拘束による死亡事件も発生した。京都府内における身体拘束の件数等、現状は把握されているのか。これらについて府の見解を伺いたい。

○事務局：相談窓口について、市町村への相談が一番身近なものとなる。令和6年4月から基幹相談支援センターの設置が努力義務化された。また、住民の方々が抱える複雑な課題に対応するための包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業も国において創設され、今後ワンストップ相談窓口が市町村に広がっていくと考えている。府としても、市町村のバックアップや広域的支援を進めて参りたい。

○事務局：精神科病院での長期入院について、精神障害にも対応した地域包括ケアを推進することで、当事者が望む場所で望む生活ができるようにすることが重要であると認識している。地域でのきめ細やかな支援を進めることでこれらを実現して参りたい。

精神科病院の虐待事案について、令和6年4月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、精神科病院における虐待の指導について明確に法に定められたところ。府では虐待の通告窓口を設置し、周知を広く行っている。また、虐待に伴う指導は定期指導の他、通告の都度行っている。人権に配慮した精神医療の確保を進めて参りたい。

○委員：医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業（資料1 P.10）については、医療的ケア児等が在宅生活を継続するために必要な医療型短期入所の拡充を進めることが重要である。資料2（P.1）の「医療型短期入所利用者数（延べ利用人数）」で、その利用者数は令和4年度時点で一定目標を達成できていると感じる。従前から亀岡、城陽に資源が集中している中で、圏域での利用をどう広めていくか。現状の数値や府としての見解を伺いたい。

○事務局：医療型短期入所は利用者が身近な場所で利用できるように、との思いからスタートしたが、人材確保や地域格差の現状を踏まえて修正が必要と考えている。これまで利用者間の繋がり、口コミにより徐々に利用が伸びてきたが、この現状の利用をどのように安定継続していくかが重要と考える。また、北部地域では医療型短期入所に代わる在宅資源の確保が課題と認識している。

○委員：医療的ケア児等コーディネーターの養成と配置について、養成の部分については着々と進めていただいていると感じている。一方、配置については、令和5年度末で府内に

44人が配置されている（資料2 P.1）が、各市町村の配置状況から、府としてどのようなアプローチを考えているのか。

○事務局：医療的ケア児等コーディネーターの配置については、市町村の取組にばらつきがあるが、やむを得ないとの認識。これはサービスの対象である医療的ケアを必要とする方々が少数であり、かつ一人一人の個別性が高いことに起因する。こうした状況の中、府としての画一的な整備は難しいが、各市町村がコーディネーターについてどう考えていくかについて、個別に話を詰めて参りたい。

○委員：福祉施設入所者の地域生活への移行者については、令和5年度末までの数値目標150人以上に対して実績が91人で、6割程度の達成状況。地域で入所者等と関わる中で、グループホームの整備は進んでいるが、入所者は就労している等、身辺自立ができていく方が多い印象で、重度の障害のある方が地域に戻った場合の支援の整備が必要と感じる。目標達成に向けての府としての取組みを教えてほしい。

○事務局：福祉施設入所者の地域生活への移行については、昨年度の当協議会でも御意見をいただくことが多かった。令和6年度からの「京都府障害者・障害児総合計画」の数値目標を定める際に事業所の方々にも御意見をいただき、施策として進められて20年ほど経過し、地域移行ができない方々は重度の障害のある方であると再認識した。御指摘のとおり、今後は重度の障害のある方の地域移行に着眼しながら整備を進めていく所存。

○委員：計画相談支援については、令和5年度は見込が6,041.0人分、実績が5,986.3人分であり、見込に対して実績が若干割り込んでいる（資料3 P.2）。一方、サービス等利用計画作成数（1ヶ月当たり）は令和5年度目標が9,095.0人分に対して9,384.3人分作成されており、目標値を上回っている（資料2 P.1）。これらの数値から、相談支援の現場では相談支援専門員がかなり無理をしている状況があるのではないかと推測している。乙訓地域では、計画相談が必要な方全員に計画を作成することを行政と事業所の共通目標として取り組んできたが、飽和状態。計画相談の拡充について、府の課題認識を御教示願う。

○事務局：人材が少ない中でニーズが増加しており、現場の相談支援専門員の方々が疲弊している状態は把握している。各市町村のサービス提供が円滑に進むよう、人材育成を地道に続けていきたい。

○委員：障害のある方の法定雇用率が上がる中、各企業等で取組が進められ、就労に係る目標数値にも成果が現れている。就労については、18歳等の新成人が新たに就労する場合と、一定年齢を超えてから福祉施設や在家庭から就労に結びつく場合がある。法定雇用率を上げるうえで、後者についても重要なことと考える。

資料3の2 数値目標の達成状況では、福祉施設から一般就労への移行は令和5年度数値目標480人以上に対して実績は508人で目標を達成しているが、同資料の3 障害福祉サービス等の見込みと実績の就労移行支援は見込に対して支援の実績は下回っている。この状況をどのように考えるか。

○事務局：就労継続支援については府域全体で資源が整っているが、就労移行支援はまず就

労先があることが前提で、その就労先が京都市内に偏っている現状から発生しているものと考えられる。北部等就労先が限られる地域では就労継続事業所が就労移行を支えている実態がある。法定雇用率が上がったことで障害のある方の就労のニーズが高まっていることも踏まえ、雇用と福祉の行政間の連携を密にし、契機をとらえていきたい。

○委員：資料3の3 障害福祉サービス等の見込みと実績の就労継続支援（A型）及び同（B型）について、数値の見込や実績は定員数を指すのか、それとも利用者数を指すのか。

資料2の就労訓練の場の提供（就労移行支援、就労継続支援）は、資料3の3の障害福祉サービス等の見込みと実績のどの区分の合計を指すのか。

○事務局：資料3の3のサービス見込みと実績は、一か月当たりの利用者の延べ人数（市町村数値の合計）。資料2の就労訓練の場の提供（就労移行支援、就労継続支援）は、資料3の3の障害福祉サービス等の見込みと実績の、生活介護から就労定着支援までの日中活動系の項目の合計値を指す。

○委員：「第6期京都府障害福祉計画 第2期京都府障害児福祉計画（計画期間：令和3～5年度）」は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」（以下「基本指針」という。）に即して策定されているが、基本指針では、施設入所者の地域生活の移行を進めるために施設入所者数を令和5年度末までに令和元年度末の1.6%以上削減することを目標として掲げている。資料2の4 障害者支援施設の入所定員総数の見込みと実績では入所定員が減っていることは確認できるが、削減の要因等実情は見えてこない。

資料2のグループホームの整備数について、令和5年度末も目標2,268人分に対して同年末実績が2,512人分となっており、目標を達成している。ただ、グループホームの規模は大きくなる傾向があり、サービスの質の確保のためにも事業経営主体の実情を調査する必要があるのではないかと感じる。また、例えば住宅の確保、家賃補助の体制、一人暮らしの体験の場等、グループホーム以外の地域の基盤整備が重要と感じる。府として財政的バックアップ体制が必要ではないかと感じる。

資料2の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）について、16.1%（令和5年度末）は高い数字。これは、物価上昇による生活困窮層の拡大も要因で、障害当事者やその家族にも大きな打撃を与えていると考える。経済状態に関連する状況に対しても考える必要がある。

福祉施設から地域生活への移行を進めるうえで、上記要因を把握し、国の動向を注視しつつ施策を進めていきたい。

○事務局：障害者支援施設の入所定員の動きについては、退所者の移行先の聞き取りを行い、把握している。今後、情報のアウトプット方法について検討して参りたい。

グループホームについて、支援ニーズに沿ったグループホームの整備を展開していく必要があると考えており、重度の障害のある方のグループホーム整備をまずは進めていきたい。一人暮らし等で在宅支援が必要な方々については、市町村と連携しながら体制を整えて

参りたい。また、規制緩和により様々な形態の企業が障害福祉サービス事業に参画することは、多様なニーズに応える狙いがある。質の担保は必要であるが、様々な企業の参画が功を奏する場合もあり、それぞれの持ち味を活かせるようニーズとマッチングさせていく必要がある。

自殺死亡率については、経済状況との関連性が高いと考える。御意見として承りたい。

○委員：今年度（令和6年度）から「京都府障害者・障害児総合計画」が施行されたが、障害者施策に係る事業の予算で以前の計画から変わったものはあるか。

府からの委託を受けて支援を行っているが、昨年度と比べて委託料が削減された。削減された分はどこに行っているのか。通知が唐突だったこともあり、新年度が始まってから事業計画を立てることになる等、会員への説明に苦慮した。

予算をかけて実行するもの、アイデア等で予算をかけずに実行できるものを吟味することが肝要。

○事務局：「京都府障害者・障害児総合計画」は、これまで分野別に策定していた各計画を一本化したものであり、一本化により対象外となった事項等はない。事業実施に当たっては各団体に御協力いただいております。感謝申し上げます。財源としている国補助金が大幅に減っている。国の予算削減がかなり唐突だったこともあり、ご迷惑をおかけした。また、府の財政も厳しく、事業の再構築が必要な状況にある。必要な財源確保に尽力するとともに、効率化できることは効率化も必要。

○委員：地域移行が世界的なスタンダードだという意見もあるが、グループホームに入所して幸せに暮らしている方もいる。一方で一人暮らしを寂しく感じている方もいる。

障害当事者が選択でいる状況を整備していくことが社会福祉政策の根本であると感じる。